

地域金融行政について

ローカルスタートアップ関連施策支援推進会議

金融庁
令和5年

1. スタートアップ育成5か年計画

【地域金融関連（抜粋）】

5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

（13）経営者の個人保証を不要にする制度の見直し

- 起業関心層が考える失敗時のリスクとして、77%が「借金や個人保証を抱えること」と回答している。事実、現在、創業時に、信用保証付き融資を含め、民間金融機関から借り入れを行う際、47%の経営者は個人保証を付与している。
- 新しく、スタートアップの創業から5年未満について個人保証を徴求しない新しい信用保証制度を創設する。このための信用保証協会への損失補償等として120億円を措置する。
- また、日本政策金融公庫が行う貸付けに、スタートアップの創業から5年以内について経営者保証を求めない貸付け要件を設定する。また、キャッシュフローが不足するスタートアップや、一時的に財務状況が悪化した中小企業に対する資本性ローンの継続を図る。これらのため、公庫への出資追加等を行う。
- あわせて、**関係省庁において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年内に取りまとめる。**

（20）事業成長担保権の創設

- 有形資産を多く持たないスタートアップ等が最適な方法で成長資金を調達できる環境を整備するため、金融機関が、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが有効である。
- そのため、**スタートアップ等が、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設**するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

【地域金融関連（抜粋）】

5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

（2 2）銀行等によるスタートアップへの融資促進

- 融資を通じたスタートアップへの資金供給について、金融行政方針等に基づく銀行等へのモニタリングの中で、**ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。**
- 通常は銀行法にて銀行から事業会社への5%を超える出資は禁止されているが、**2021年に銀行法を改正し、設立から10年以内のスタートアップに対して出資する場合には5%超の出資を認める例外措置について拡充を行った。**今後、十分な周知活動を行うとともに、実施状況についてフォローアップを行い、**銀行に対して積極的なスタートアップへの出資を促す。**
- 金融機関によるファンドの組成や地域金融機関によるスタートアップへの投資を促進する。

（2 6）地方におけるスタートアップ創出の強化

- 地域金融機関による地域のスタートアップへの投資促進、**大企業と地域のスタートアップを含む中堅・中小企業との人材マッチングの推進等**を通じ、地域金融機関によるスタートアップへの積極支援を行う。

2. 経営者保証等

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

1. 概要

「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」は金融関係者、中小企業団体、専門家等の研究会（事務局：全銀協・日商）にて策定された業界の自主ガイドライン（法的拘束力なし）であり、平成26年2月から適用開始となっている。

2. 経営者保証徴求時の対応

ガイドラインには、中小企業者が以下のような要件を将来に亘って充足すると見込まれるときは、金融機関が**経営者保証を求めない可能性**や、**代替的な融資手法を活用する可能性を検討する**旨が規定されている。

①法人個人の一体性の解消

- 社会通念上適切な範囲を超える法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止
- 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、法人所有とすること 等

②財務基盤の強化

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分な場合
- 業績はやや不安定だが、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できる場合
- 内部留保は潤沢ではないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い場合 等

③財務状況の適時適切な情報開示

- 本決算の報告のほか試算表、資金繰り表等の定期的な開示 等

3. 保証債務の整理

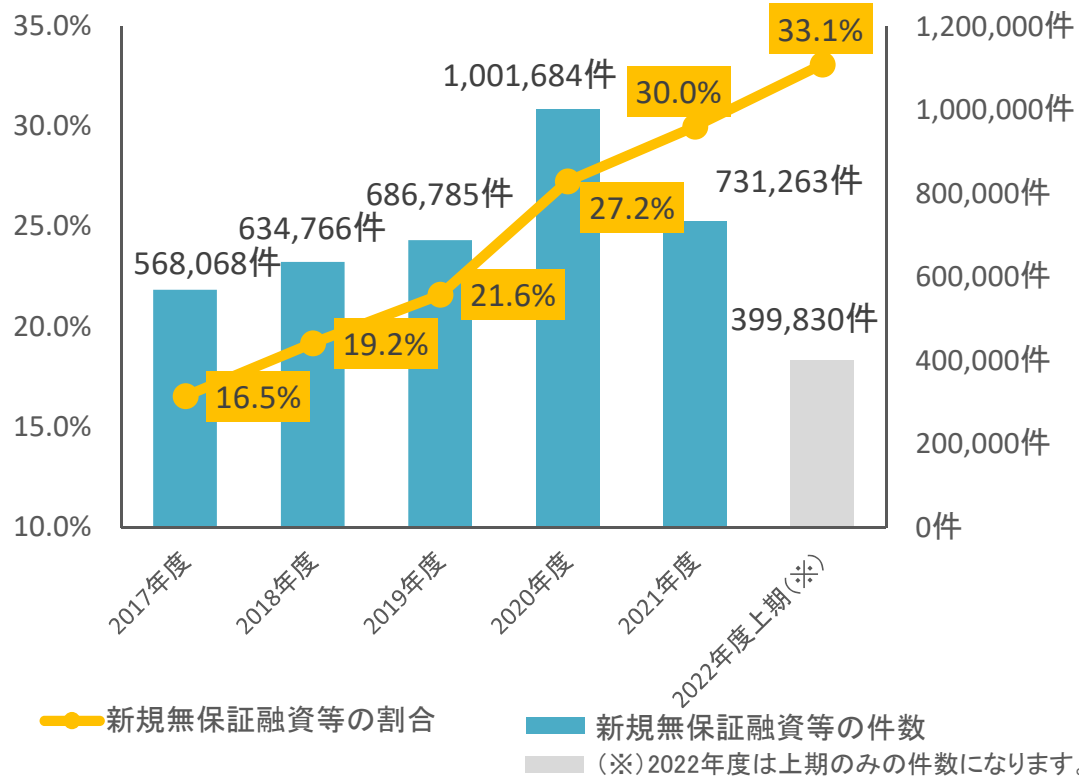
法的個人破産手続きに依らずに保証債務を整理する手続きや、その際の保証人の残余財産・弁済額の範囲について規定。

※本ガイドラインによる保証債務整理は、信用情報機関に報告・登録されない。

経営者保証に関するガイドライン – 活用実績 –

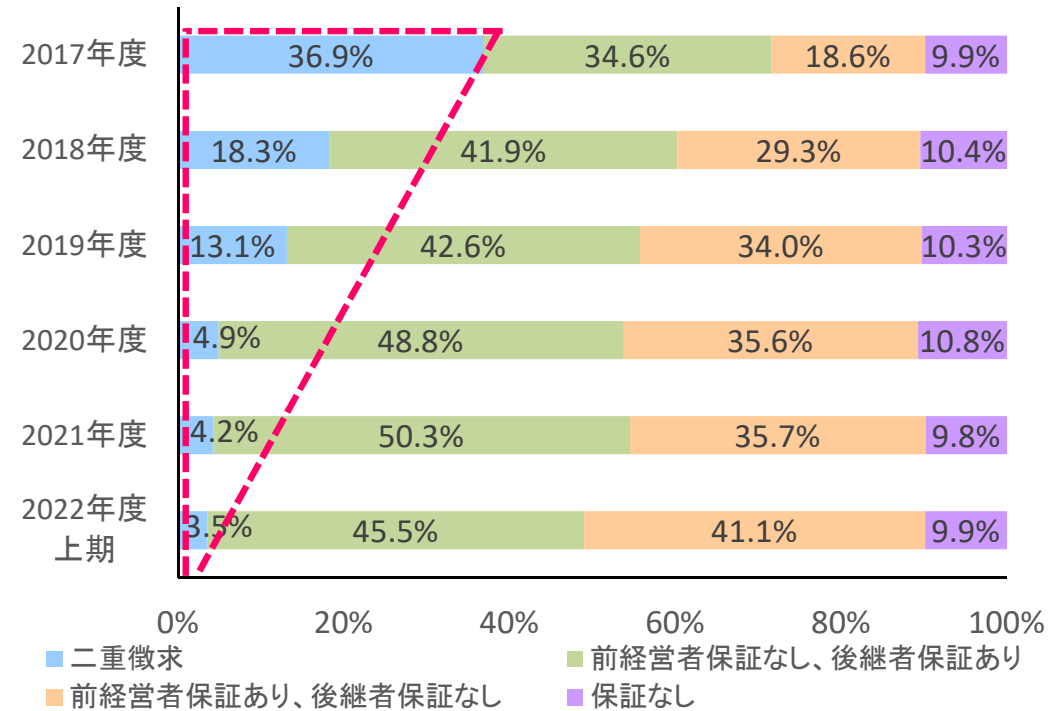
- 民間金融機関※に対し、「経営者保証に関するガイドライン活用実績調査」を半期に一度実施
※ 主要行等, その他銀行, 地域銀行, 信用金庫 (信金中央金庫を含む), 信用組合 (全国信用組合連合会を含む)
- 2022年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、**民間金融機関全体で33.1%と、2021年度から3.1%pt上昇。**
- 事業承継時 (代表者の交代時) の対応状況では、特に前経営者・後継者から二重に個人保証を徴求している割合 (二重徴求割合) が**3.5%と、2021年度から0.7%pt低下。**

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



(資料) 金融庁

事業承継時の保証徴求割合の推移



(注) 上記は前経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載

(資料) 金融庁

経営者保証改革プログラム

～ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速 ～

2022年12月23日
経済産業省
金融庁
財務省

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。
- このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン(経営者保証ガイドライン)の活用促進等の取組を進めてきたが、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速**させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、**①スタートアップ・創業、②民間融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンス**、の4分野に重点的に取り組む「**経営者保証改革プログラム**」を策定・実行していく。

1. スタートアップ・創業 ～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～

- 創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進**。

主な施策

- ① スタートアップの創業から5年以内の者に対する**経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設**(保証割合:100%/保証上限額:3500万円/無担保)【相談受付開始:23年2月、制度開始:23年3月】
(※)創業関連保証の利用実績:11,153件(2021年度:法人)
- ② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和**【23年2月～】
(※)創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績:約1.6万件(2021年度)
- ③ **商工中金**のスタートアップ向け融資における**経営者保証の原則廃止**【22年10月～】
(※)スタートアップ向け融資の実績:202件(2021年度)
- ④ **民間金融機関**に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

【個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について】

スタートアップ・創業

11. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022年6月7日閣議決定）において、「スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵」とされた。こうした中、創業時の融資において個人保証を求める慣行は、創業を躊躇させるなど創業意欲の阻害要因となり得るところ、**創業時点では企業は必ずしも十分な資力を有していない場合が多いことなどの事情を踏まえ、ガイドラインの要件のうち財務基盤の強化に係るものについて機械的に当てはめることなく、個人保証を求めない対応ができないか、事業の将来性等を踏まえた検討を行うこと。**
12. 日本公庫等においては、新たに創業後5年以内のスタートアップ向けに要件を緩和した経営者保証免除特例制度や、無保証で利用可能な資本性劣後ローンなどを積極的に活用するなど、事業者のニーズに適切に対応すること。
13. **民間金融機関においては、事業者のニーズに応じて、これらの日本公庫等の制度を紹介するとともに、新たに信用保証協会に措置されるスタートアップ創出促進保証を積極的に利用すること。また、こうした制度を利用する事業者に対し、日本公庫等や信用保証協会と協調で資金供給を行うなどの連携に努めること。さらに、創業後6年目以降の事業者の資金ニーズへの対応については、民間金融機関の果たす役割が大きくなっていくことも踏まえ、早期の段階から事業者の状況を積極的に把握しつつ、必要に応じ、事業者の将来の展望も踏まえた支援に努めること。**

全国銀行協会による「スタートアップ支援に関する申し合わせ」の公表（令和5年1月19日）①

- 全国銀行協会においては、官民金融機関への要請文も踏まえ、スタートアップの育成・支援を促進していくため、「スタートアップ支援に関する申し合わせ」を公表。
- 当該申し合わせでは、創業間もないスタートアップについて、経営者保証ガイドラインのうち**財務基盤の要件**に関して形式的な判断をせず、**企業ガバナンスや、事業価値・将来性による返済期待等を勘案して、個人保証を求めない可能性を検討する**、としている。
- また、**人材面でのサポートや企業の成長に資するビジネスマッチングにも積極的に取り組む**こととしている。

2023年1月19日

スタートアップ支援に関する申し合わせ

一般社団法人全国銀行協会

スタートアップは、日本経済のダイナミズムと成長を促し、国際的な競争力を回復していくための重要なファクターである。一方、諸外国との比較において、日本のスタートアップの育成や市場拡大は劣後している状況にあり、スタートアップエコシステムの活性化は、社会全体として取り組むべき重要なテーマである。

また、政府は、2022年6月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、スタートアップへの投資を4つの重点投資の1つと位置付けた。スタートアップ育成5か年計画においても、スタートアップ育成のための取組方針が示されており、金融機関に対して、不動産担保や個人保証によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価して、成長資金を融資し、支援していくことが期待されている。

会員銀行は、スタートアップの育成や支援を社会的使命と認識し、健全かつ急速なスタートアップ市場の形成を目的に、下記の取組みに努めるよう申し合わせる。

記

1. 対象・範囲

創業資金は、エクイティ性の資金、または、公的な制度融資等によって調達される性質であることにも鑑み、本申し合わせの対象は、設立後3年以上10年未満を目安とした企業、かつ、優れたアイデアや技術による事業を通じて、社会の発展やイノベーションを起こすことに貢献することが期待できる企業とする。

2. 融資判断

融資判断に当たっては、物的担保や財務実績のみによらず、事業価値や将来性を踏まえて行う。

また、スタートアップの成長に向けた多様な資金ニーズに対して、肌理細やかに対応する。

3. 保証・担保

経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえた対応を前提とし、合理的な範囲で経営者等からの個人保証を求めることを妨げるものではない。

ただし、業歴が浅いことや赤字であること、経営者等から十分な物的担保の提供がないことのみをもって、経営者等からの個人保証を求めることとせず、創業間もない企業は、早期に強固な財務基盤を確立した状態とすることが困難であることを勘案して、個人保証の要否を判断する。

具体的には、経営者等からの個人保証が、経営への規律付けや信用補完に寄与するものと位置付けられることに鑑み、法人と経営者との関係の明確な区分・分離、および、財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保が確認できる状況であることに加え、以下の要素を勘案しつつ、個人保証を求めないことを検討する。

(1) 企業経営のガバナンスに懸念がないと判断できること（以下いずれかのような場合を含め、これらに限られない）

- ①外部の投資家（ベンチャーキャピタル等）から一定の出資を受けており、社外取締役等が配置されている
- ②創業者本人が一定額（総額5百万円等）以上を出資していることに加え、親族を除くエンジェル投資家等の外部投資家から一定の出資を受けており、経営の重要事項に係る意思決定について、外部からの牽制が効いている

(2) 法人の事業価値やその将来性により返済が期待できること（以下いずれかのような場合を含め、これらに限られない）

- ①実現可能性が高いと判断できる事業計画やビジネスプラン等が策定（必要な見直しを含む）されており、事業に対する経営陣のコミットメントや、事業計画を履行可能な体制が構築されている
- ②IPOなどによる今後の蓋然性の高い資金調達計画が策定され、将来的な財務基盤の強化が見込まれる

4. 金利

資金使途、期間、収益力、将来性、保全状況等を踏まえ、リスクに応じて設定する。

5. その他成長支援

スタートアップの育成・成長においては、資金とともに人材の確保も必要であり、企業からの要請にもとづき、人材マッチング事業や出向等を通じて、経営を支える人材供給に対応する。

また、スタートアップの販路拡大やグローバル展開、新たなビジネス機会の創出のため、大企業を含めた会員銀行の取引先企業とのビジネスマッチングにも積極的に取り組む。

経営者保証改革プログラム

民間金融機関による融資 ～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- **監督指針の改正を行い**、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。
- また、「**経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針**」の**作成、公表**の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

(1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

主な施策

- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求める**とともに、**その結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
 - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
 - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
- ② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】
(※)「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。
- ③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
- ④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

(2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

主な施策

- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表**するよう**金融担当大臣より要請**。
- ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
- ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「**組織的事例集**」の更なる拡充及び横展開を実施。

(3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討（事業成長担保権(仮)）

主な施策

- ① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

事業成長担保権（仮称）の経緯と概要

- 法務省が、担保法制の見直しに向けた議論を2021年4月より開始（金融庁も幹事として参加）。
- 論点の1つが、無形資産を含めた事業全体に対する担保制度の検討。
- 金融庁も「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において「事業成長担保権（仮称）」の検討を進め、その成果を「論点整理」としてとりまとめ（2020年12月公表、2021年11月改訂）。
- 金融機関が不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の実現を目指すべく、2022年9月、金融審議会において、諮問。2022年11月、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、検討を開始。

現行の担保法制

個別資産に対する担保権

- 担保権の対象は土地や工場等の有形資産が中心
(ノウハウ、顧客基盤等の無形資産が含まれず、事業価値と乖離)
- 事業価値への貢献を問わず担保権者が最優先

課題

- ① 不動産等の有形資産を持たない者への融資が困難
 - スタートアップ等の有形資産に乏しい企業の資金調達に支障
- ② 融資先の経営改善支援につながらない
 - 貸出先の事業改善・再生の着手が遅れるおそれ
(不動産担保や個人保証による価値に目が向きがち)

目指すべき姿

事業全体に対する担保権（新設）

- 担保権の対象は無形資産を含む事業全体
(ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含まれ、事業価値と一致)
- 事業価値の維持・向上に資する者を最優先
(商取引先や労働者、再生局面の貸し手等を十分に保護)

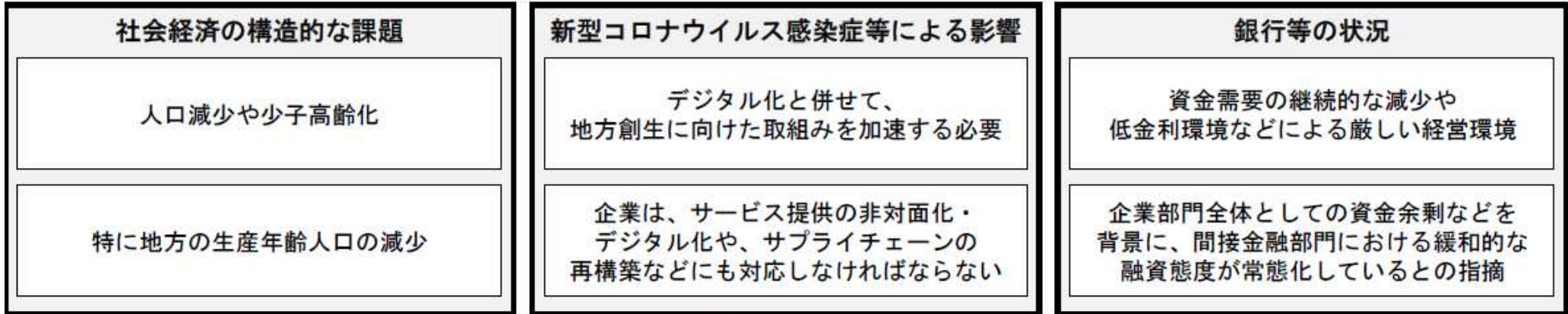
方向性

- ① 無形資産を含む事業の将来性に着目した融資を促進
 - 創業・第二創業を容易に
- ② 融資先の経営改善支援を促進
 - 経営者保証等に依存せず、事業のモニタリングに基づく経営悪化時の早期支援を実現
(早期支援は担保価値の維持・向上にもつながる)

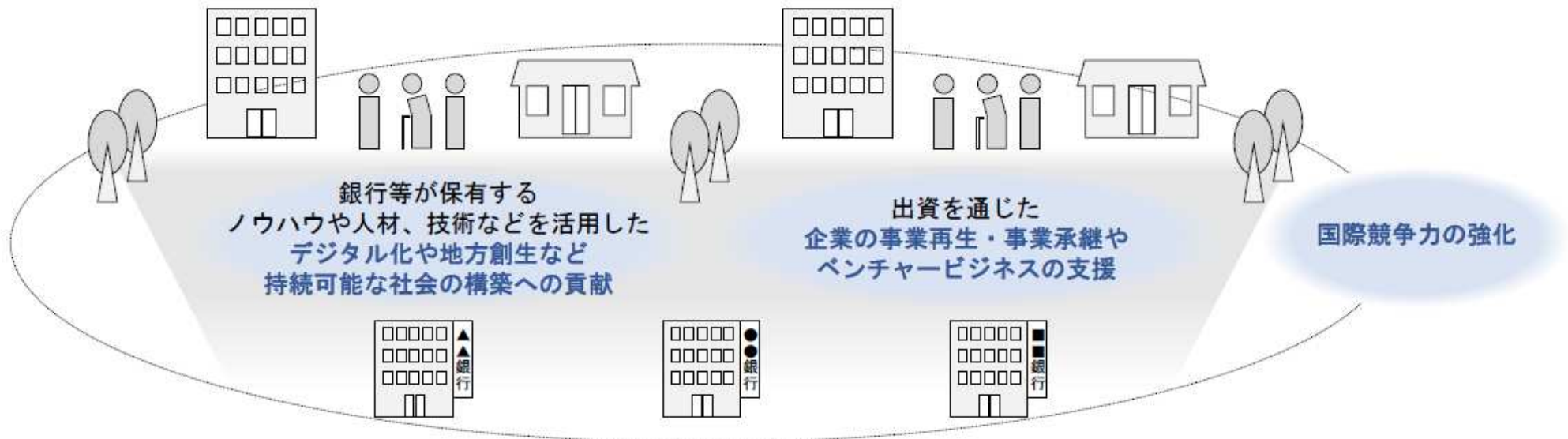
3. 銀行等の業務範囲・出資規制の見直し

背景

○ 銀行等は、ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える「要」として、重要な役割を果たすことが求められている。このため、社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行等の取組みを後押しする観点などから、業務範囲規制や出資規制などを見直す。



銀行等が
社会経済において期待される役割を十分に果たすことができるようにする必要



金融機関の業務範囲にかかる規制緩和

- 金融機関の中には、地道に継続して地域企業の生産性向上や地域活性化に努めている金融機関も多数存在しており、こうした自主的な取組みをサポートするため、これまで、**業務範囲等に関する規制緩和**を実施。

金融機関が所有する不動産の有効活用：監督指針改正（平成29年9月）

- 自治体等の**公共的な役割を有する主体からの要請に基づき保有不動産の賃貸を行う場合は、その規模等について柔軟に解釈できる旨を明確化。**

銀行本体及び銀行子会社等が行う「人材紹介業務」：監督指針改正（平成30年3月）

- 銀行本体及び銀行子会社等において、**取引先企業に対する人材紹介業務を行うことが可能であることを明確化。**
(職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を取得した地域銀行(本体)は68行(令和5年1月1日時点)。)

「地域商社」への銀行の出資について：監督指針改正（令和元年10月）

- 地域銀行が**認可を条件に5%超100%まで地域商社に出資できる旨を明確化。**

銀行等による議決権保有制限の見直し：銀行法施行規則等改正（令和元年10月）

- 地域活性化事業や事業承継等を行う企業への出資について、銀行等の**議決権保有制限(5%ルール)の緩和を実施。**

デジタル化や地方創生などに資する業務の追加：銀行法等改正（令和3年5月公布、11月施行）

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、**銀行の①子会社・兄弟会社(銀行業高度化等会社)、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を実施。**

令和3年銀行法等改正（令和3年11月施行）の概要（業務範囲規制の見直し）

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行の①子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を講ずる。

① 銀行の子会社・兄弟会社

【現行】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

◆他業認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

(実例)

従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

【改正後】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など + 地方創生 などの 持続可能な社会の構築

【改正銀行法第16条の2第1項第15号等】

◆他業認可

- ・ 個別列挙なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- ・ 認可を条件にすべての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）

◆通常の子会社・兄弟会社認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る
特例子会社

地域と連携した成年後見

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

※ 財務健全性・ガバナンスが一定以上であることについて認定を受けたグループが銀行の兄弟会社において営む場合は個別認可不要（届出制）【改正銀行法第52条の23の2第6項～第8項等】

従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

② 銀行本体

業務に、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を追加する【改正銀行法第10条第2項第21号等】

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

幅広い
コンサル・マッチング

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

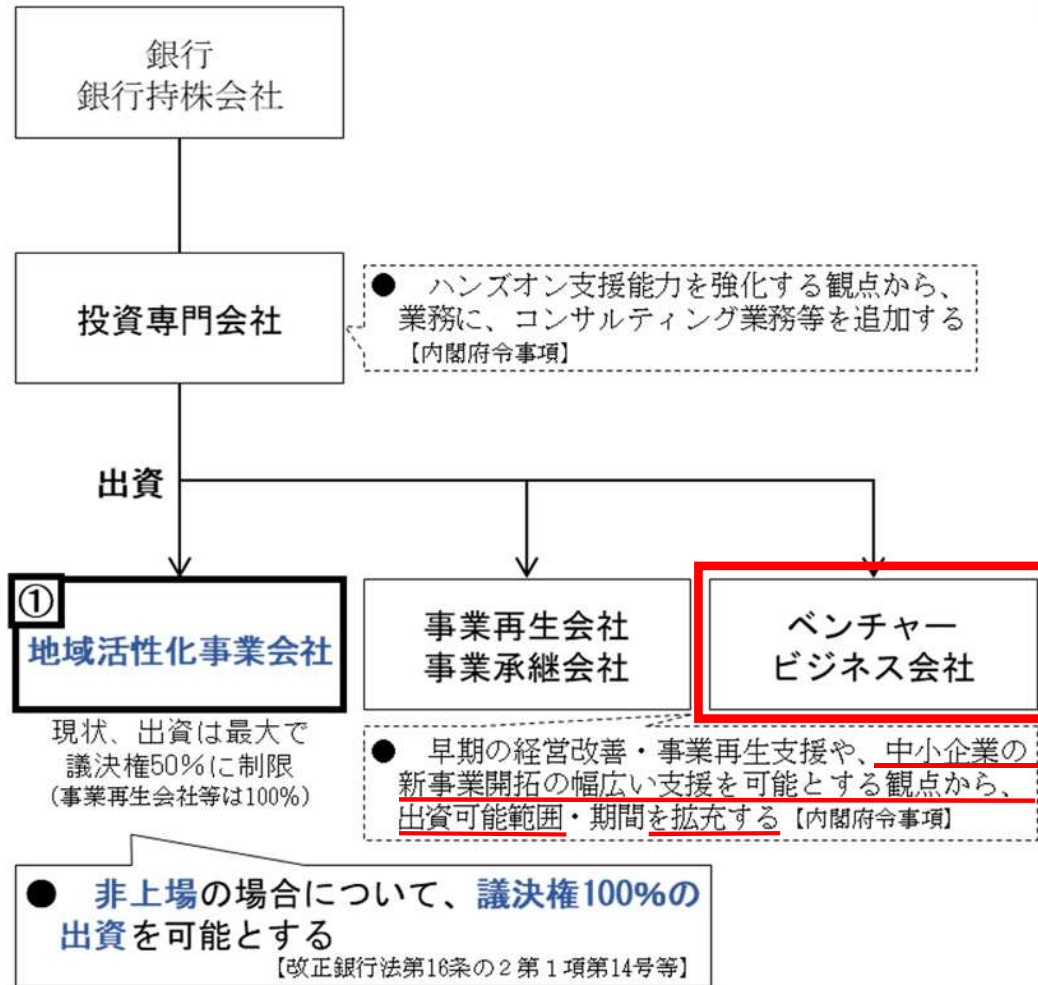
※ このほか、銀行持株会社が営むことができる「グループ会社に共通・重複する業務」に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）等

※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

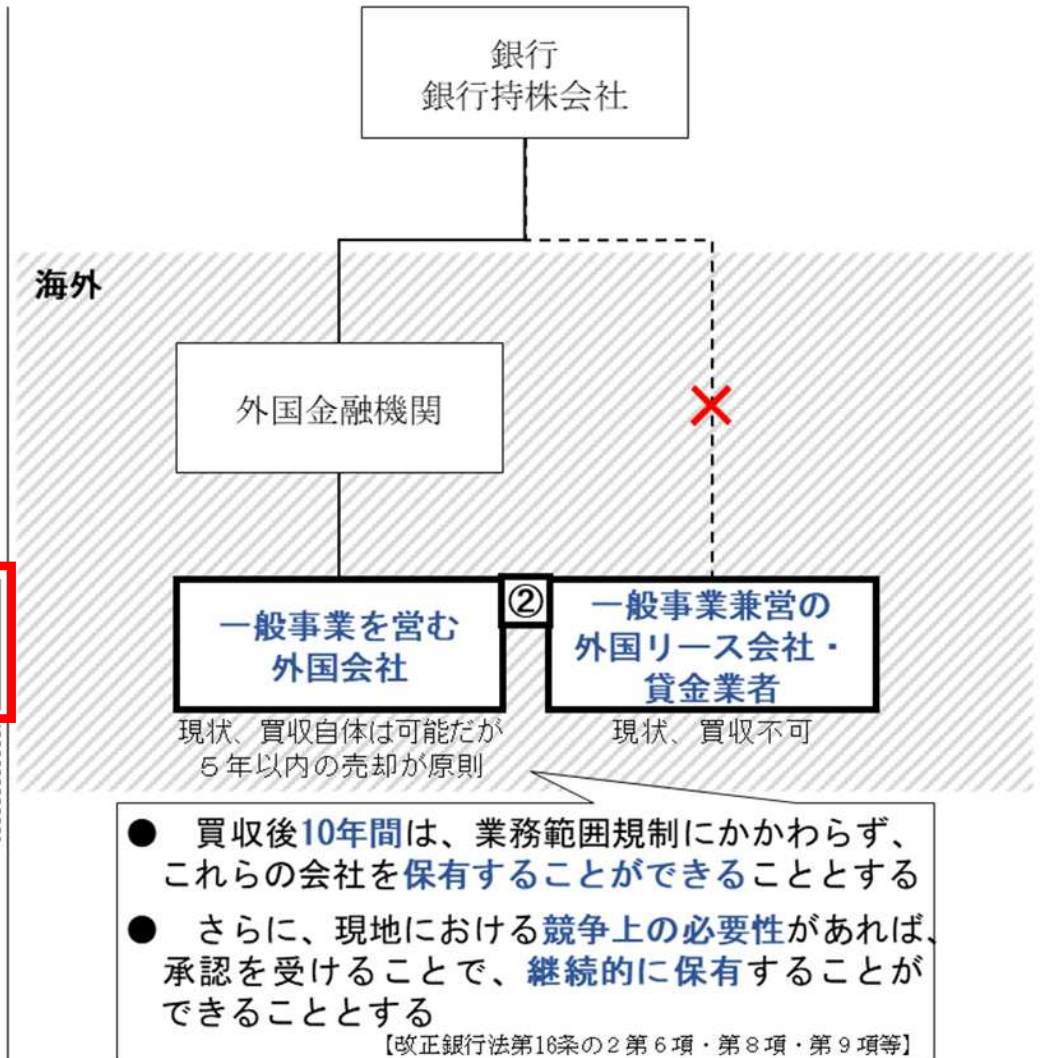
令和3年銀行法等改正（令和3年11月施行）の概要（出資規制／外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲の見直し）

- 銀行が、出資を通じて地域の「面的再生」などを幅広く支援することができるよう、非上場の地域活性化事業会社に対する議決権100%の出資を可能とするなどの措置を講ずる。
- 併せて、国際競争力強化の観点から、銀行が買収した外国子会社・外国兄弟会社について、現地における競争上の必要性があれば、業務範囲規制にかかわらず継続的に保有することができることとする。

出資規制



外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲



※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

地域金融機関におけるスタートアップ支援の取組事例

① 情報交流拠点開設

- 情報交流拠点となる**コワーキングスペース（インキュベーション施設）**を開設し、**地元のスタートアップコミュニティ**を育成
- 地元の自治体・大学・支援機関等と連携し、**ワンストップで起業支援するプラットフォーム拠点**を開設

② 地元企業とのマッチング・スタートアップ発掘&支援

- **首都圏を中心とした優良スタートアップ**と**地元企業とのマッチングイベント**を通じて、**オープンイノベーション**を創出
- **大学等の研究シーズ**を発掘し、事業化から成長に至るまでを、**外部事業者と連携して一気通貫で伴走支援**（アクセラレーションプログラム）
- **ビジネスコンテスト**を開催し、受賞者には投資専門子会社による出資を含めた銀行グループ全体で支援

③ スタートアップへの資金供給（エクイティ・デット等）

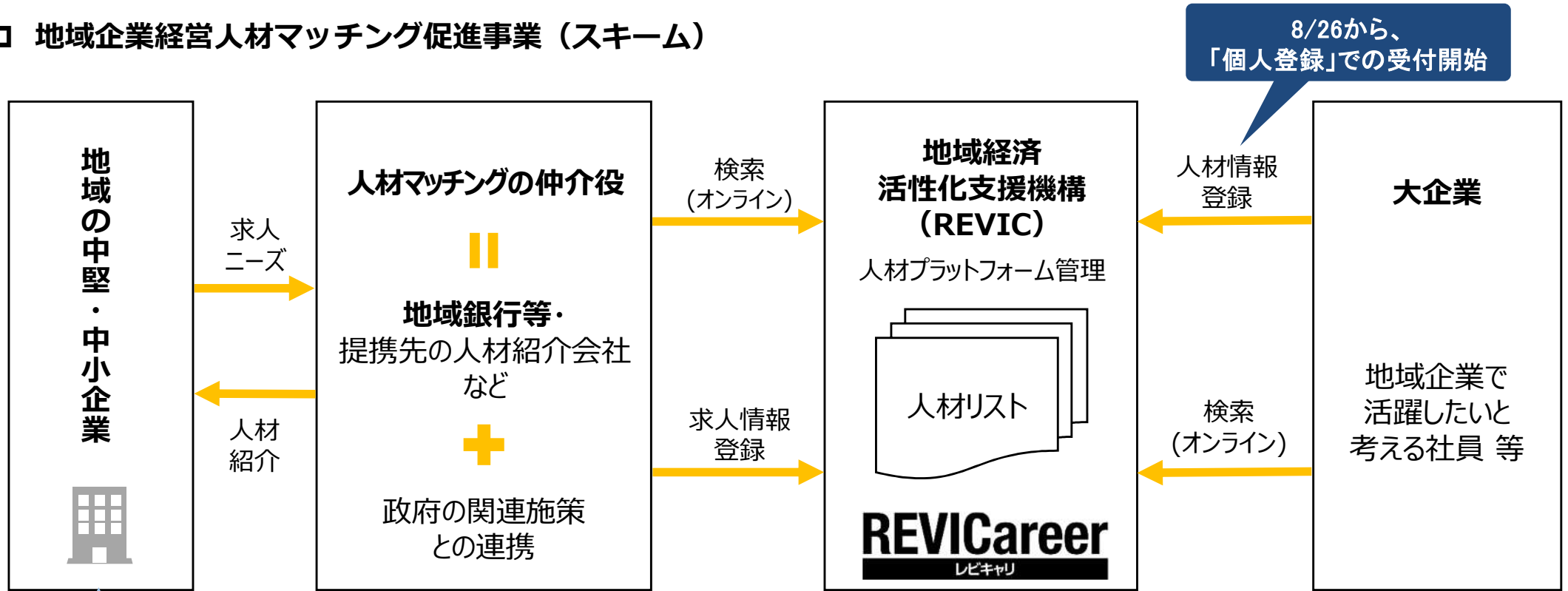
- **ベンチャーファンド**に対する、**投資専門子会社によるGP出資及び銀行本体によるLP出資**
 - 多数の地元大学と広域連携し、大学発ベンチャーを積極的に支援
- **ベンチャーデット**（スタートアップに特化した融資制度）
- 自治体・大学・地元企業等と連携した**公募型助成金制度**による支援

4. 人材マッチング事業

REVICareer (レビキャリ) の概要

- ◆ 地域での活躍を考えている大企業人材と地域の中堅・中小企業を地域金融機関等がマッチングするための人材プラットフォーム「REVICareer (レビキャリ)」を整備。
- ◆ 転籍でのマッチングに加え、兼業・副業、出向といった多様な形態でのマッチングが可能。

□ 地域企業経営人材マッチング促進事業 (スキーム)



地域企業による大企業人材の採用

○ 採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限500万円 兼業・副業、出向：上限200万円

○ 研修・ワークショップの提供

マインドセット・スキルセットに関するオンラインコンテンツやインターンシップ等

※ 「大企業」とは、資本金10億円以上又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人をいいます。

レビキャリ登録金融機関

(2023年1月4日時点)

【業態内訳】

地方銀行	58	
第二地方銀行	28	
信用金庫	18	
信用組合	1	計 105機関

※は金融機関グループ内の子会社等による登録

北陸	
富山	・北陸銀行 ・富山銀行 ・富山第一銀行
石川	－
福井	・福井銀行※

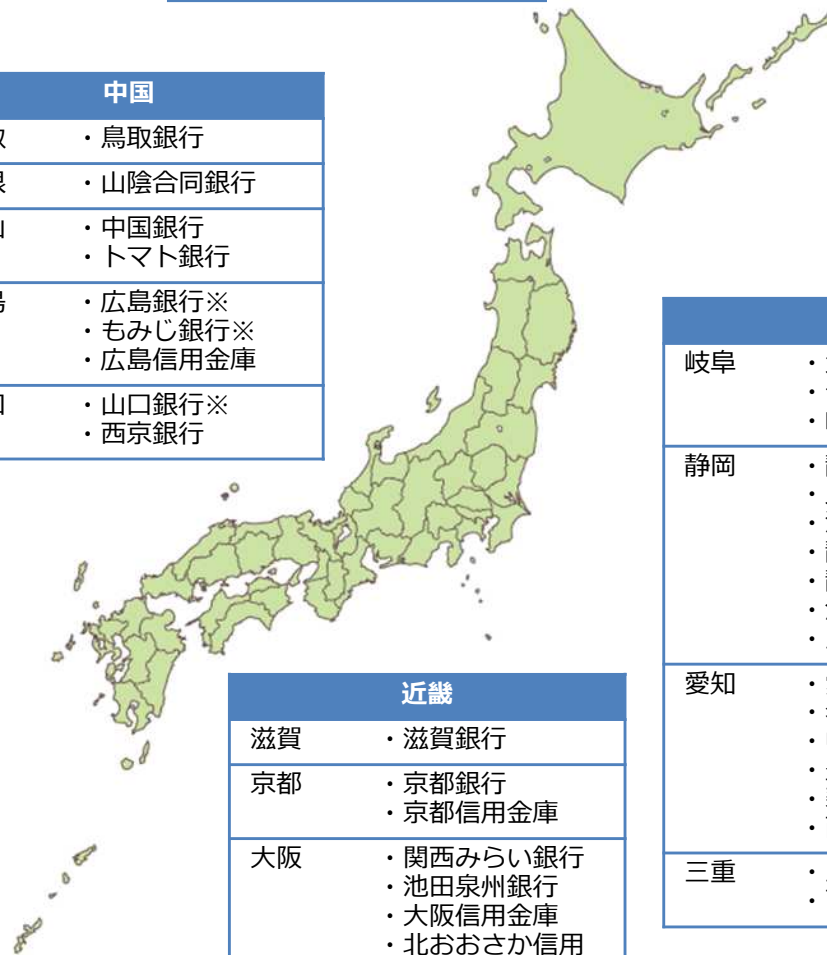
北海道	
北海道	・北海道銀行 ・北洋銀行※ ・旭川信用金庫

東北	
青森	・青森銀行※ ・みちのく銀行
岩手	・岩手銀行※ ・東北銀行 ・北日本銀行
宮城	・七十七銀行 ・仙台銀行※
秋田	・北都銀行
山形	・荘内銀行 ・山形銀行※
福島	・東邦銀行 ・福島銀行

四国	
徳島	・阿波銀行 ・徳島大正銀行
香川	・百十四銀行 ・香川銀行
愛媛	・伊予銀行 ・愛媛銀行
高知	・四国銀行 ・高知銀行

中国	
鳥取	・鳥取銀行
島根	・山陰合同銀行
岡山	・中国銀行 ・トマト銀行
広島	・広島銀行※ ・もみじ銀行※ ・広島信用金庫
山口	・山口銀行※ ・西京銀行

九州・沖縄	
福岡	・福岡銀行※ ・西日本シティ銀行※ ・北九州銀行※ ・福岡中央銀行
佐賀	・佐賀銀行
長崎	・十八親和銀行※ ・長崎銀行※ ・西海みずき信用組合
熊本	・肥後銀行※ ・熊本銀行※
大分	・大分銀行
宮崎	・宮崎銀行※ ・宮崎太陽銀行
鹿児島	・鹿児島銀行※ ・南日本銀行 ・鹿児島信用金庫
沖縄	・琉球銀行



近畿	
滋賀	・滋賀銀行
京都	・京都銀行 ・京都信用金庫
大阪	・関西みらい銀行 ・池田泉州銀行 ・大阪信用金庫 ・北おおさか信用金庫※
兵庫	・但馬銀行 ・みなと銀行
奈良	・南都銀行※
和歌山	・紀陽銀行

東海	
岐阜	・大垣共立銀行※ ・十六銀行※ ・岐阜信用金庫
静岡	・静岡銀行 ・スルガ銀行※ ・清水銀行 ・静岡中央銀行 ・静岡信用金庫 ・浜松磐田信用金庫 ・三島信用金庫
愛知	・愛知銀行 ・名古屋銀行 ・中京銀行 ・豊川信用金庫 ・碧海信用金庫 ・西尾信用金庫
三重	・三十三銀行 ・百五銀行※

関東・甲信越	
群馬	・群馬銀行 ・東和銀行 ・高崎信用金庫 ・しのだめ信用金庫
栃木	・足利銀行 ・栃木銀行
茨城	・常陽銀行 ・筑波銀行
埼玉	・武蔵野銀行 ・飯能信用金庫
千葉	・千葉銀行※ ・千葉興業銀行 ・京葉銀行
東京	・きらぼし銀行※ ・東日本銀行 ・西武信用金庫※
神奈川	・横浜銀行
新潟	・第四北越銀行※ ・大光銀行 ・三条信用金庫
山梨	・山梨中央銀行
長野	・八十二銀行※ ・長野銀行

(注) 業務提携する有料職業紹介事業者と連携した登録を含む。